**第二次補正予算に係る追加経済対策要望**

令和２年５月

全国中小企業団体中央会

会　長　　森　　　　洋

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束に向けて、より一層、強力な対策を講じるとともに、感染症の影響を受けて未曾有の経営危機に陥っている多くの中小企業・小規模事業者の対策を、これまでの措置と併せて迅速かつ確実に講じていただきたい。

**Ⅰ．当面の対策**

**１．予算・経済対策**

(1) 令和２年度補正予算の早期執行

(2) 持続化給付金の要件等の緩和

・給付対象者要件である、事業収入減少要件を50％以上から30％以上へ緩和

・現行給付限度額（法人200万円、個人事業者100万円）を引上げ

・収益事業開始届をして法人番号を有する任意団体などの給付対象者の拡大

・複数回給付の実施

・早期給付のための手続きの迅速化

・給付金の非課税化

(3) 家賃等補助・減免の支援

・広範な中小・小規模事業者等を対象先とした賃料、施設使用料、組合共同店舗への賦課金の全額補助

・借り主に加えて、貸し主も支援の対象化

(4) 緊急事態宣言及び解除後も休業を要請される事業者への補償措置の明確化

・単価基準を明示し、それによる補償額の算出（現状は金額基準のみ）

・休業補償額の引上げ、対象範囲の拡大

　・コロナ特別対策地方交付金による地域の実情に応じた支援策の展開

(5) 衛生資材・医療関連支援、対策

・国際連携・協働の実現による特効薬、ワクチンの早期開発の実現

・マスク・アルコールの安定的流通、医療関連従事者やマスク着用が必要な事業者への優先供給体制への確立

(6) 行動制限等の解除に向けたガイドラインの明示

(7) 国税、地方税、社会保険料（現状は１年間の納付猶予措置）の更なる追加措置として申請要件の緩和、減免措置の弾力的運用、消費税軽減税率の対象拡大

(8) 中小企業生産性革命推進事業の特別枠について申請要件の緩和、補助率の引上げを行った上での更なる予算の追加

**２．資金繰り支援**

(1) 信用保証制度の要件緩和・拡充

・売上減少要件についてセーフティネット保証４号（現状▲20％）、危機関連保証（同▲15％）の更なる緩和

・セーフティネット保証４号の指定期間の延長

(2) 度重なる災害の影響による借入債務負担の軽減等

・既存融資の返済緩和、借換一本化等と迅速化の更なる周知の徹底（措置済みの金融機関を含む）

(3) 無利子融資の拡充

・上限額の引上げ（現状は日本公庫国民事業30百万円、同中小企業事業１億円、商工中金１億円、民間金融機関30百万円）

・民間金融機関へのプロパー融資の積極展開の要請

・劣後ローンなど中小事業者も対象とする新たな融資制度の創設

**３．雇用・労働**

(1) 雇用調整助成金関係

・「実際に支払った休業手当額」を用いた助成額の算定方式を全ての中小企業にも適用

・１人一日あたりの上限額の引上げ（１万5,000円）を確実に措置し、通常の助成額上限（8,330円）を超えた支給部分は一般財源からの支出

・申請額と同額程度の「先払い」の実施。先払いが困難な場合には、政府系金融機関等が行う無利子・無担保融資制度の優先的利用

・社会保険労務士等専門家に支払う謝金の助成措置の実施

・小学校休業等対応助成金及び雇用保険二事業積立金から支給される雇用調整助成金の非課税化

(2) 雇用保険における受給期間の延長及びみなし失業や新たな休業者給付金制度の創設等に係る費用の負担の一般会計からの充当

(3) 令和２年度の最低賃金の引上げの凍結

(4) 解雇や内定取消しを受けた者に対する再就職支援、就職紹介などの推進

(5) 雇用維持の緊急措置として、労働者の日雇い派遣の実施

(6) 技能実習が困難になったときの外国人技能実習生の受入先の変更、在留資格の取得、変更手続きのスムーズな実施

(7) 障害者雇用の維持・拡大に取り組む中小企業に対する助成措置の拡充、調整金・報奨金の増額等、緊急的な支援の一層の拡充

**Ⅱ．中小企業組合による取組みへの支援**

(1) 官公需適格組合への支援

・官公需適格組合への発注を促進し、収束局面においては前倒し発注の実施

・官公需適格組合を積極的に活用（例えば、組合への緊急随意契約の実施等）し、中小企業の収益維持、雇用維持に繋げる取組みの推進

(2) 会費・賦課金の減免、猶予を実施した組合への助成措置の実施

(3) 中小企業組合の総会の開催について、バーチャル総会などＩＴを活用した大幅な手続きの簡素化などの特例措置化に向けた課題整理の検討の実施

(4) 業種組合を通じた諸課題に対応可能な資金の供給や制度の緊急的措置

① 新しい生活様式等に対応した商材開発をするための支援

② 営業の自粛要請に応じている事業者を支えているサプライチェーンの維持・回復のための迅速な支援

③ 非常時においても国民生活を支え続ける物流事業者への支援やＥＴＣの大口・多頻度契約者に対する割引対象条件の基準の引下げ措置

**Ⅲ．経済活動再開・復興に向けた支援**

(1) 我が国経済の再生の拠り所となるビジョンの提示。また、その実現に向けた業態転換や新事業進出のための中小企業の設備資金や運転資金について、制度融資だけでなく、復興補助金・給付金として供給制度化

(2) 第一次補正予算等で手当てされた収束後の観光、イベント、「Go To」キャンペーン、商店街等の需要喚起支援対策の速やかな執行と更なる拡充

(3) 新しい働き方（テレワーク・在宅勤務等）を導入するための多角的支援（第一次補正予算等で措置されたハード・ソフト対策の更なる拡充）

(4) 事業や雇用の存続、設備・人材等経営資源の存続のため、事業承継やＭ＆Ａを促進するための支援措置の拡充

(5) コロナ対策としての支払い方法推進

(6) 激甚災害、各種の感染症をはじめ、国難となる有事の際の事業者や個人に対する迅速な資金供給スキームの構築